

○三郷町行政財産使用料条例

平成17年3月18日

条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定により徴収する行政財産の使用料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の額)

第2条 使用料は、年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たない場合は、月割計算とする。

2 使用期間が1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月とする。ただし、使用を開始する日が月の初日でない場合又は使用を終了する日が月の末日でない場合は、各々1ヶ月として計算する。

3 使用料は、次の各号により求めた額に光熱水費を加算して算定する。

(1) 土地の使用料の額は、別表に掲げる算式により求めた額とする。

(2) 土地の一部を使用させるときの使用料の額は、前号により算出した当該土地の全部の使用料に相当する額に、当該土地の全体面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額とする。

(3) 建物の使用料の額は、別表に掲げる算式により求めた額とする。

(4) 建物の一部を使用させるときの使用料の額は、前号により算出した当該建物の全部の使用料に相当する額に、当該建物の延床面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額とする。

(5) 自動販売機の使用料の額は、別表に掲げる額とする。

(6) 建物及び自動販売機以外の工作物の使用料の額は、当該工作物の種類に応じ、建物の使用料の例により算出して得た額とする。

4 使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

5 三郷町道路占用料に関する条例(昭和53年3月三郷町条例第10号)別表に掲げるものを設置する目的で使用するとき、前4項の規定にかかわらず、三郷町道路占用料に関する条例を準用する。この場合において、同表中「占用」とあるのは、「使用」と読み替えるものとする。

(使用料の減免)

第3条 町長(教育委員会の管理する行政財産に係るものについては、教育委員会。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。

(2) 町の指導監督を受け、町の事務、事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するとき。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急用の施設として使用するとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の徴収方法)

第4条 使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

(使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは、町長は、その全部又は一部を返還することができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、徴収すべき理由の生じた使用料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

土地使用料	土地の時価（1平方メートル当たり）×使用許可面積（平方メートル）×4/100		
建物使用料	償却費＋修繕費＋管理事務費＋損害保険料＋土地使用料		
自動販売機	区分	単価	使用料
	専用部分の面積が0.5平方メートル未満のもの	1年1台につき	12,000円
	専用部分の面積が0.5平方メートル以上1.0平方メートル未満のもの	1年1台につき	24,000円
	専用部分の面積が1.0平方メートル以上1.5平方メートル未満のもの	1年1台につき	36,000円